

※別添写しについては添付を省略しています。

別添

消表対第64号
令和5年1月27日

株式会社ファイテック
代表取締役 林 富徳 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する「ファイテック投てき用消火用具」又は「投てき用消火用具F i t e c h」と称する商品（以下「本件商品①」という。）及び「火にポン」と称する商品（以下「本件商品②」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件2商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

株式会社ファイテック（以下「ファイテック」という。）は、課徴金として金2046万円を令和5年8月28日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、ファイテックが自己の供給する本件2商品の各商品の取引に関し行った表示は、それぞれ、景品表示法第8条第3項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件2商品の各商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示と推定されるものであって、かかる表示をしていた行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る商品は、本件2商品の各商品である。

イ(ア) a 本件商品①について、ファイテックが前記1の課徴金対象行為をした期間は、平成30年7月1日から令和4年7月11日までの間である。

b 本件商品①について、ファイテックが前記1の課徴金対象行為をやめた後そのや

めた日から 6 月を経過する日前の令和 4 年 7 月 1 5 日に、前記 1 の課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成 28 年内閣府令第 6 号）第 8 条に規定する措置をとっていると認められるところ、ファイテックが前記 1 の課徴金対象行為をやめた日から当該措置をとった日までの間に最後に取引をした日は、令和 4 年 7 月 1 5 日である。

c 前記 a 及び b によれば、本件商品①について、前記 1 の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、景品表示法第 8 条第 2 項の規定により、前記 a の課徴金対象行為をした期間に当該課徴金対象行為をやめてから前記 b の最後に取引をした日までの期間を加えた期間の末日から遡って 3 年間となるところ、令和元年 7 月 1 6 日から令和 4 年 7 月 1 5 日までの間である。

(イ) a 本件商品②について、ファイテックが前記 1 の課徴金対象行為をした期間は、令和 3 年 7 月 1 日から令和 4 年 7 月 1 1 日までの間である。

b 本件商品②について、ファイテックが前記 1 の課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から 6 月を経過する日前の令和 4 年 7 月 1 5 日に、前記 1 の課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成 28 年内閣府令第 6 号）第 8 条に規定する措置をとっていると認められるところ、ファイテックが前記 1 の課徴金対象行為をやめた日から当該措置をとった日までの間に最後に取引をした日は、令和 4 年 7 月 1 5 日である。

c 前記 a 及び b によれば、本件商品②について、前記 1 の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、令和 3 年 7 月 1 日から令和 4 年 7 月 1 5 日までの間である。

ウ 前記イ(ア)c 及び(イ)c の課徴金対象期間に取引をした本件 2 商品の各商品に係るファイテックの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成 21 年政令第 218 号）第 1 条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、それぞれ、別表「売上額」欄記載の額である。

エ ファイテックは、本件 2 商品の各商品について、それぞれ、表示の裏付けとなる根拠資料を十分に確認することなく、前記 1 の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第 8 条第 1 項第 1 号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、ファイテックが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第 8 条第 1 項の規定により、前記(1)ウの本件 2 商品の各商品の売上額に、それぞれ、100 分の 3 を乗じて得た額から、同法第 12 条第 2 項の規定により、1 万円未満の端数を切り捨てて算出した別表「課徴金額」欄記載の額を合計した 2046 万円である。

よって、ファイテックに対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があつた場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

商品	売上額	課徴金額
本件商品①	558,115,564 円	16,740,000 円
本件商品②	124,146,000 円	3,720,000 円

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 株式会社ファイテック（以下「ファイテック」という。）は、愛知県丹羽郡大口町秋田三丁目101番地に本店を置き、消火用具の販売業等を営む事業者である。
- 2 ファイテックは、「ファイテック投てき用消火用具」又は「投てき用消火用具F i t e c h」と称する商品（以下「本件商品①」という。）及び「火にポン」と称する商品（以下「本件商品②」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件2商品」という。）を自ら又は小売業者を通じて一般消費者に販売している。
- 3 ファイテックは、本件2商品に係る商品パッケージ及び販売用広告の表示内容を自ら決定している。
 - 4(1) ファイテックは、本件2商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、本件商品①について、令和3年9月1日から令和4年7月11日までの間、商品パッケージにおいて、「ボトルそのまま火元に投げて簡単消火！」「本製品は初期段階の火災のみ有効です。（炎が天井に付くまでの火災）」「誰でも簡単に使えます！火災に向けて投げるだけなので、お子様からお年寄りまで誰でも簡単に使用できます。」等と表示するなど、別表「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災の火元に本件商品①1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果等の同表「効果」欄記載のとおりの効果が得られるかのように示す表示をしていた。
 - (2) 消費者庁長官は、前記(1)の表示について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第8条第3項の規定に基づき、ファイテックに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ファイテックは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

別表

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	効果
本件商品①	令和3年9月1日から令和4年7月11日までの間	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> ・「ボトルそのまま火元に投げて簡単消火！」 ・「本製品は初期段階の火災のみ有効です。（炎が天井に付くまでの火災）」 ・「初期消火用 天井に炎が届くまでの火災に有効。」との記載と共に、別添写し1の枠囲みのイラスト ・「誰でも簡単に使えます！火災に向けて投げるだけなので、お子様からお年寄りまで誰でも簡単に使用できます。」 ・「短時間で消火いたします。再燃防止剤を含んでいますので、消火後の再燃を防ぐ効果があります。」 <p style="text-align: right;">(別添写し1)</p>	一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災の火元に本件商品①1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果
	令和3年9月1日から令和4年7月11日までの間	販売用広告	<ul style="list-style-type: none"> ・「慌てても消せるだけの消火能力が絶対に必要！」 ・別添写し2の枠囲み(1)の画像 ・「消火能力も十分で消しやすい お年寄りでもカンタンに使える！」、「壁に当たって破裂し、薬剤が飛び散ったあと、スーッと火が消えていった」、「誰でも使えるのが何より重要！ 壁にぶつかると簡単に割れるため、力のない高齢者でもキチンと使える。」及び「ギリギリまで薄くしたプラスチックのボトルは20cmの高さから自由落下させただけできれいに割れた。これなら力がなくても、投げられさえすれば薬剤をばらまける。あとは消えるまで待つのみ」との記載と共に、別添写し2の枠囲み(2)の画像 ・「誰でも失敗なく消火できる『使いやすさ』で選ぶべし！」 ・「消火器の重要なポイントは慌てていても使えること！」、「今回のテストでは消火能力のほかに『慌てていても使えるかどうか』を重要な判断基準とした。」、「2m³の炎を鎮め、逃げる時間を作る消火能力があった」及び「ベストのファイテックは20cmの高さから落としても完全に割れるのに比べて、その他はヒビ割れ程度だ 	一般的な住宅の居室内で発生する、8m ³ の立体的範囲に炎が広がるまでの火災に本件商品①1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	効果
			<p>つたり割れなかつたりと大きな差が。慌てて投げるのを失敗しても、確実に割れると思えるのはファイテックのみだった。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「投げ込むだけの簡単一発『投てき用消火用具』」 ・「火災発生！！」、「ボトルをそのまま投げ込む」及び「消火完了！！」との記載と共に、別添写し2の枠囲み(3)の画像 ・「子供からお年寄りまで簡単に使えます」 ・「消火範囲／8 立方メートル（立体的範囲で消火可能）※火災範囲の広い場合は、複数本投てきしてください。」 <p style="text-align: right;">(別添写し2)</p>	
	令和2年7月1日から令和3年6月30日までの間	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> ・「投げるだけで火が消せる 簡単一発消火ボトル」 ・「投げ込むだけ！」及び「火災の恐怖からアナタを守る この1本 子供からお年寄りまで簡単に使えます。」 ・「F i t e c hなら簡単消火 出火！投げる！消える！」及び「出火！→投げる！→消える！」との記載と共に、別添写し3の枠囲み(1)の画像 ・「誰でも簡単に使えます！ 火災に向けて投げるだけなので、お子様からお年寄りまで誰でも簡単に使用できます。」 ・「わずか1秒～5秒で消火！再燃防止対策も万全！ 投てき後、適用範囲内の初期火災を、約1秒～5秒程度で消火いたします。また、再燃防止剤を含んでいますので、消火後の再燃も防止できます。」 ・「本製品は初期段階の火災のみ有効です。（炎が天井に付くまでの火災）」 ・「初期消火用 天井に炎が届くまでの火災に有効。」との記載と共に、別添写し3の枠囲み(2)のイラスト <p style="text-align: right;">(別添写し3)</p>	一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災に本件商品①1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果
	平成30年7月1日か	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> ・「投げるだけで火が消せる 簡単一発消火ボトル」 ・「投げ込むだけ！」及び「火災の恐怖からアナタを守る この1本 	一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届く

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	効果
	令和2年 4月30日 までの間		<p>子供からお年寄りまで簡単に使えます。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「F i t e c hなら簡単消火 出火！投げる！消える！」及び「出火！→投げる！→消える！」との記載と共に、別添写し4の枠囲み(1)の画像 ・「誰でも簡単に使えます！ 火災に向けて投げるだけなので、お子様からお年寄りまで誰でも簡単に使用できます。」 ・「わずか1秒～5秒で消火！再燃防止対策も万全！ 投てき後、適用範囲内の初期火災を、約1秒～5秒程度で消火いたします。また、再燃防止剤を含んでいますので、消火後の再燃も防止できます。」 ・「本製品は初期段階の火災のみ有効です。（炎が天井に付くまでの火災）」 ・「初期消火用 天井に炎が届くまでの火災に有効。」との記載と共に、別添写し4の枠囲み(2)のイラスト <p style="text-align: right;">(別添写し4)</p>	までの火災に本件商品①1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果
本件商品②	令和3年7 月1日から 令和4年7 月11日ま での間	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> ・「誰でも簡単に初期消火」 ・「誰でも簡単に初期消火火災の拡大を防ぎます。」 ・「小さなお子様からお年寄りまで、誰でも簡単に初期消火を行うことができる家庭用投てき用消火用具です。」 ・「簡単消火 出火 投げる 消える」 ・「①子どもからお年寄りまで誰でも簡単消火 使い方は炎に向かって投げ入れるだけ。子供からお年寄りまで、誰でも簡単に消火を行うことができます。」 ・「②20cmの高さからの落下でも簡単に割れる！ 非常にきちんと機能するよう、20cmの高さからの落下でも割れるよう設計されています。予期しない火事で慌てていても、難しい操作は不要なため、素早く簡単に初期消火を行うことができます。」との記載と共に、別添写し5の枠囲み(1)の画像 	一般的な住宅の居室内で発生する、当該居室の天井に炎の高さが届くまでの火災に本件商品②1本を投げるだけで、当該火災を消すことができる効果

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	効果
			<ul style="list-style-type: none"> ・「本製品は初期段階の火災のみ有効です。 (炎が天井に付くまでの火災) 」 ・「初期消火用 天井に炎が届くまでの火災に有効。」との記載と共に、別添写し5の枠囲み(2)のイラスト (別添写し5) 	